

# 取り組もう！年末年始無災害運動

期間 平成29年12月15日から平成30年1月15日

スローガン

異常なし！ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害

日ごろから労働基準行政における労働災害防止対策の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川崎北労働基準監督署管内においては第12次労働災害防止推進計画（平成25年度～29年度）に基づき、管内における労働災害（休業4日以上の死傷者数）を平成29年までに15%減少（平成24年比）させることを目標として各種施策を展開しているところであります。

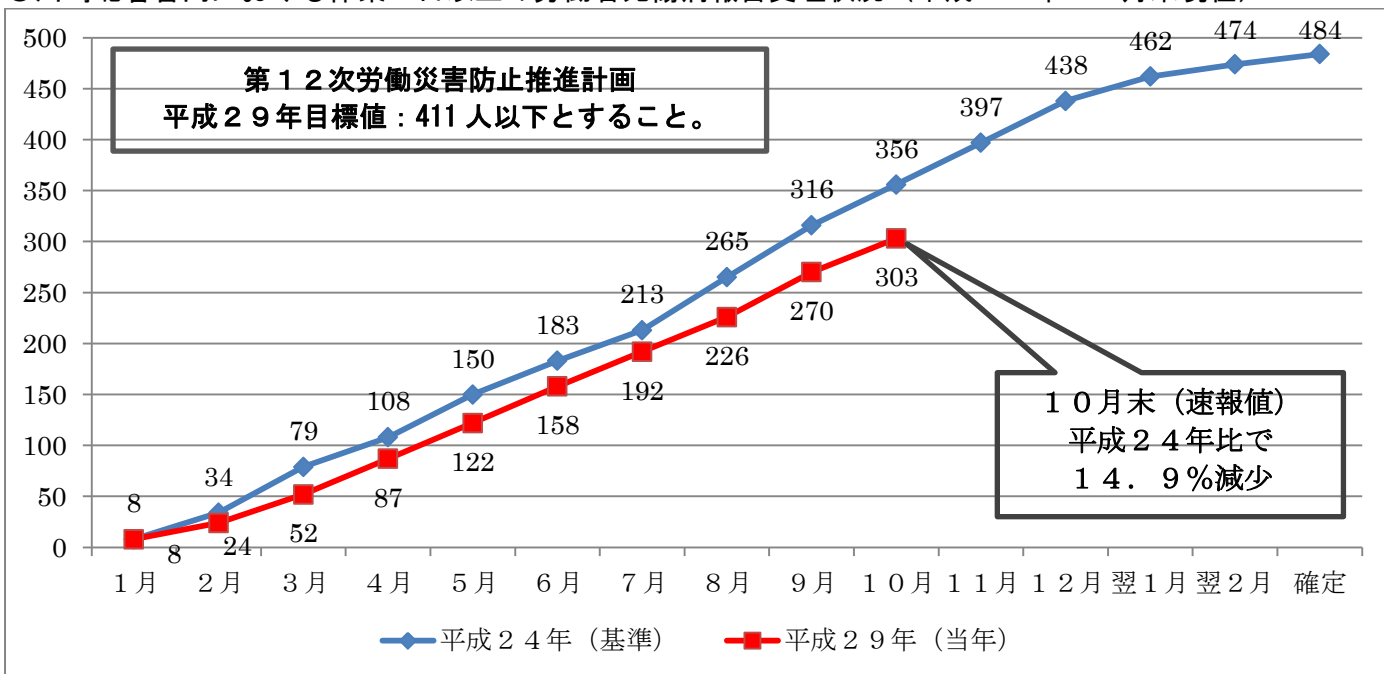
当署管内の労働災害の発生状況をみると、10月末現在（速報値）において平成24年比でマイナス14.9%と目標達成に迫る状況です。

しかしながら、全国的に6～9月の間に死亡者数が急増し、「**職場における死亡撲滅に向けた緊急要請**」が発出されるなど、引き続き労働災害防止のための取り組みが必要です。

これらの状況を鑑み川崎北労働基準監督署では、例年重篤な災害の発生する可能性が高い年末年始における労働災害防止に向けた各種安全衛生対策の協力を要請しております。

平成29年12月15日から平成30年1月15日までの年末年始無災害運動の期間において、当署管内にある各事業場の皆様が、労働災害の撲滅を目的とし、より一層の安全対策の徹底を図られたく御協力をお願いいたします。

●川崎北署管内における休業4日以上の労働者死傷病報告受理状況（平成29年10月末現在）



死亡者数が急増 厚生労働省  
「緊急要請」発出中！

**Safe work**  
KANAGAWA  
川崎北労働基準監督署

# 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請の概要

～全国の死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請～  
《掲載》厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178011.html>

《神奈川労働局》

◎神奈川労働局管内 死亡者24名（本年9月末現在）、前年と比べ5人増加

◎全国共通要請事項・死亡災害概要（29年発生）を活用して労働災害防止に努めましょう

## 要 請 事 項（全国共通事項）

### ★ 重要な共通取組内容

労使をはじめ、関係者が一体となって次の取組を徹底し、労働災害防止に努めること。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

### ★ 死亡災害が増加している業種での取組ポイント

#### 建設業

- 建設機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」  
⇒労働者の立入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- 屋根や足場などからの「墜落・転落」  
⇒高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- 「交通事故（道路）」  
⇒「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

#### 陸上貨物運送事業

- 荷役作業時などの「墜落・転落」  
⇒ 荷役5大災害防止対策チェックリストを活用した荷役作業での安全対策の実施
- 「交通事故（道路）」  
⇒「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

#### 林業

- 伐木などによる「激突され」  
⇒「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

#### 製造業

- 機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」  
⇒ リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の実施  
⇒ 高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修などの実施

# 年末年始の非定常作業時の災害を防ごう!!

なくそう!

## 製造業における はさまれ・巻き込まれ 災害を防止しよう!

製造工場で作業を行う際には、以下のことに注意し、安全確認を怠らないようにしてください。

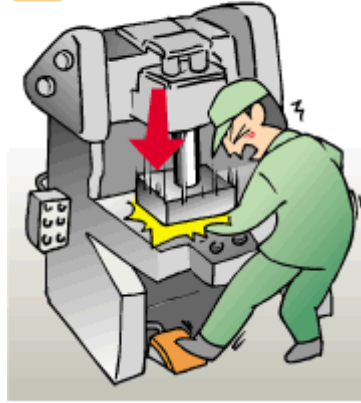
### ❗ 災害事例 ①



#### 回転体にはさまれる

- 不具合が生じたときには、機械を停止してから作業すること。
- 危険予知訓練及び安全教育を実施・徹底する。

### ❗ 災害事例 ②



#### 機械誤操作

- 機械に身体が入らないよう囲いを設ける。
- 安全な作業方法を明確にし、不安全行動を禁止する。

### ❗ 災害事例 ③



#### 機械誤操作

- 機械を掃除するときは、必ず起動装置の電源を切る。
- 間違っても電源が入らないよう安全装置を設置し、不安全行動は絶対にしない。

### ❗ 災害事例 ④



#### 錯覚行動ではさまれる

- 不具合が生じた時には、必ず機械を停止させてから作業する
- 作業効率を考え、作業改善を行う際には必ず上司に安全指示を仰ぐ。

### ❗ 災害事例 ⑤



#### 回転機にはさまれる

- 安全装置の設置を徹底し、注意標識をつけて周知する。
- 安全な作業方法を明確にし、悪習慣をなくす。
- 危険予知訓練及び安全教育を実施・徹底する。

### ❗ 災害事例 ⑥



#### 機械で手を切る

- 掃除、給油、検査及び修理を行う場合は、機械を停止する。
- 安全教育は準備・後始末作業においても徹底する。
- ストレスにより注意力低下を起こしやすいので、職場の上司がバックアップする。



# 建設業における『墜落・転落』災害の撲滅！

建設業の事業者の皆さん！！ 墜落させない対策は万全ですか？

建設業における墜落転落災害防止対策強化キャンペーン実施中！

平成29年12月1日（金）～平成30年1月31日（水）

## No more！ 墜落・転落災害 @建設現場

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！  
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～平成30年1月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組まれますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の別内訳（平成28年）

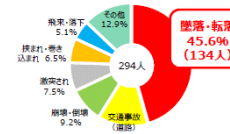
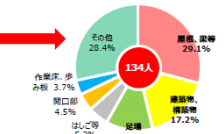


図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



建設現場では、a～iの実施事項（基本事項）を要確認

実施事項	内容
a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
e. 足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用方法など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行います。

それぞれの事項を確認して、□にチェック！ ※要確認も参照してください。

## 墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載したa～iの基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。『墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン』を契機として、以下に示す取組を進めたいと思います。

### 本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した。②防突の隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した。③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、**厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

**1：上さん・幅木などの設置**

- わく組足場の場合
  - ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
  - ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。
- わく組足場以外の足場の場合
  - ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。

**2：手すり先行工法、及び「他しやすい安心感のある足場」の採用**

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。

**3：足場等の安全点検の確実な実施**

足場の組立て・変更時等の点検は、足場の組立て等の作業主任者であり、かつ十分な知識・経験がある者によって、チェックリストに基づいて行うこと。※厚生労働省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン（別添：「より安全な措置」等について）」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyo/kuanzenseisubun/0000088456.pdf>

### その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

**はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策**

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上から固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚生労働省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしよう！」を参照（[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf)）。

**屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策**

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**屋根を足場から取り外し、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることが出来ます。※詳細は、厚生労働省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照（[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf)）。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 『墜落・転落』災害ZERO運動

我が社は「より安全な措置」を実行します



安全には手間とお金（費用：コスト）がかかります。

しかし、安全経費を充実させれば労働災害の防止につながります。

現場の危険（リスク）の低減にもつながります。

**守ろう！労働安全衛生法！！**

**取り組もう！一歩先行く「より安全な措置（対策）」！！**

# 年末年始における荷役作業時の安全確保にご協力ください！

陸上貨物運送事業者の皆様へ

## 荷役作業中の安全対策に御協力を！

物流業界全体で荷役5大災害を防止しましょう

～トラック運転者の安全確保と健康障害の防止に向けた協力要請～

陸上貨物運送事業における労働災害の多くは、荷役作業時に発生が集中しています。中でも死亡労働災害に結び付きやすい **荷役5大災害** (①「墜落・転落」、②「荷崩れ」、③「フォークリフト災害」、④「無人暴走」、⑤「トラック後退時の事故」) に対しては特に安全対策の確認と徹底をお願い致します。

### 1 「墜落・転落」災害

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

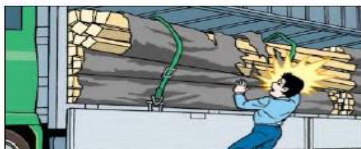


荷役作業は必ず保護帽着用！



### 2 「荷崩れ」災害

- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。
- ※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

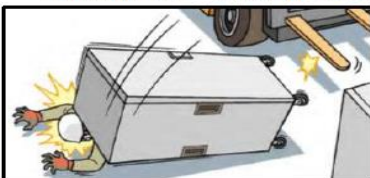


対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



### 3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター(運転手)による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業者と接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

### 4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



### 5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。





# 交通労働災害を防止しましょう!!

年末年始は、取り扱う荷物量の増加や、配送日時等の指定や制約、帰省やレジャー・買い物など運転に不慣れな一般車の増加など安全に配送するために支障となるリスクの増加が予想されます。この時期は日暮れが早く、特に12月は1年のうちで交通事故が多発する傾向にあります。冬場の自動車運転を安全に行うためのポイントとして労働安全衛生関係法令の遵守とあわせて「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」の内容についても今一度確認しましょう!!!

## 関係法令とガイドラインの内容とあわせて 特に注意をお願いしたい安全運転のポイント

<b>① 長時間運転、夜間時、渋滞時</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・できる限り昼間を中心とした運転とし、一連続運転時間が長ならないよう休憩をこまめにとる。</li><li>・事前に十分な睡眠をとっておく。</li><li>・渋滞時には視野を前方に広めにとる。また、こまめな休憩をしてリフレッシュする。</li></ul>	<b>② 日没時</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・夕日が目に入る場合はサンバイザーやサングラスを活用する。</li><li>・見づらい場合は、車を止め目が慣れるまで待つ。</li><li>・ライトは早めに点灯し、周囲に存在を知らせる。また、スピードは控えめにし、周辺へ注意を払う。</li></ul>
<b>③ 高速道路</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・速さに慣れると車間が短くなる傾向があるので、車間は多めにとる。</li><li>・高速道から一般道へ降りた直後は速度超過の傾向があるので注意する。</li><li>・ETC通過時は決められた速度を守る。</li></ul>	<b>④ 雪道走行</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・降雪に備えタイヤチェーン等を準備する。また、装着等は装着場など安全な場所で行う。</li><li>・急ハンドル、急ブレーキ、急発進をしない。</li><li>・車間を多めにとり早めの減速を心がける。</li><li>・凍結路面の通行は避ける。</li></ul>

# 職場での腰痛を予防しましょう!

製造業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設などの職場では腰痛による労働災害が多発する傾向があります。

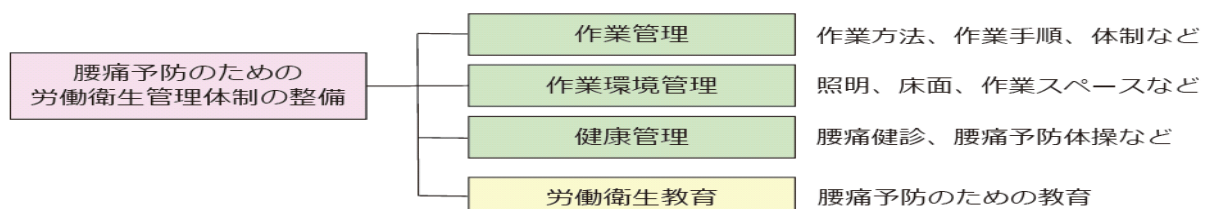
厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」で重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示しておりますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取り組みにご協力をお願いいたします。

## 腰痛予防対策のポイント

### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の3つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

- ① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。
- ② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。



## 3次産業で働く皆さまへ

# 年末年始も安全で安心な職場をつくるために

## ◆■◆働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動◆■◆

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、災害が増加している小売業（ほか社会福祉施設、飲食店）の労働災害減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

特に多店舗展開をしている小売業においては、**労働災害防止は全社的に取り組むべき問題である**として、企業本社が主導し各店舗の労働安全衛生活動に取り組むことが重要です。

### ①経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

### ②4S活動 = 災害の原因を取り除く

◆4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。

◆4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

◆荷物やゴミなどが散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は災害の危険が高くなります。

### ③KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

◆KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことで、KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ、「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

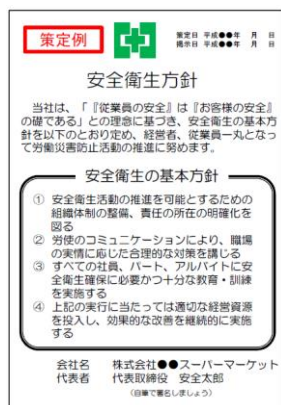
◆「うっかり」「勘違い」「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。

### ④危険の「見える化」 = 危険を周知する

◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。

KY活動で見つけた危険のポイントに下記ステッカーの例などを張り付けることで、注意を喚起します。

◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



①安全衛生方針表明例



②4S活動



③KY活動



④危険の「見える化」ステッカー

## ⑤安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

◆「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「機械器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

◆組織の本社や本部では「どんな災害が起こっているか」「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗では、この内容を従業員に伝え、教育します。

## ⑥安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員全員が参加することが重要です。

◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例などを報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

## ⑦安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

◆店舗ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

※詳しい内容については下記特設サイトを参照してください

### 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも  
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンプ

検索

👉 過去に労働災害が発生してなくても・・・

◎無災害が続いている事業場の皆さんにおかれましても、現在の作業現場が、前述した安全活動による『本質安全化』が行われている状況なのか、それとも『たまたま災害が無い』状況なのか、見極めましょう！

👉 従業員に対する安全衛生教育は重要です！

・適切な時期に必要な労働者（初心者～ベテラン）に対して安全衛生教育が行われていない。

⇒安全衛生教育不足で発生する災害の大きな要因は「無知」「無視」「過信」の3つです。これらに対応した安全衛生教育を実施しましょう！

※「無知」：法律や社内、作業方法などのルールを知らない。また理解していない。

「無視」：定められたルールの存在は知っているものの、作業がやりにくくなるので守らない。

「過信」：「自分に限っては大丈夫」と考え、ルールを守らない。

特に、事業場におけるパート・アルバイト労働者の割合が高い場合、入社時期・経験年数などの要因からルールの周知や理解度にバラつきがある傾向があるので注意してください。



## あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

働く人を守るあんぜんプロジェクトへのご参加をお待ちしています

厚生労働省では「見える」安全活動コンクールを実施中です。

詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）を確認ください。

無事故で明るい新年を迎えましょう！  
ご安全に！